

平成18年度第1回岐阜県内水面漁場管理委員会議事録

1. 開催日時 平成18年6月19日(月)
13時30分～14時40分
2. 開催場所 水産会館2F 中(1)会議室
3. 委員の定数 13名
出席委員 10名
漁業者代表 : 太田 嘉俊 神谷 清 桂川 善彦 萩永 茂生
吉澤 喜 奥村 義雄
遊漁者代表 : 安藤 幸道
学識経験者代表 : 川合 千代子 桑田 宜典、寺嶋 昌代
4. 審議事項 議第1号 会長職務代理の選出について
議第2号 岐阜県内水面漁場管理委員会の書記の任免について
議第3号 遊漁規則の一部変更について
その他 情報提供
☐ 外来魚対策について
☐ カワウ対策について
☐ コイヘルペスウイルス病対策について

5. 議事の経過

【開会宣言】

- 会長： 本日は、大変お忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。
只今から、平成18年度第1回の内水面漁場管理委員会を開会します。
会議に先立ちまして、郡上漁業協同組合の和田有一委員と恵那漁業協同組合の桂川忠之委員が退任され、後任といたしまして、奥村委員、神谷委員が就任されましたので紹介させていただきます。
郡上漁協の奥村委員は、昭和63年から郡上漁業協同組合の理事に就任され、平成18年3月、代表理事組合長に就任されております。
また、神谷委員は、平成9年に恵那漁業協同組合の理事に就任され、平成15年に副組合長、平成18年3月、代表理事組合長に就任されております。
なお、本日は、お手元にお配りいたしておりますように3つの議題があり、いずれも重要な案件でございますので、慎重なご審議を賜りたいと思い、私の挨拶とさせていただきます。
それでは、ご就任いただいた奥村委員からご挨拶をお願いします。

奥村委員： ただいまご紹介をいただきました郡上漁協の奥村でございます。初めて委員になりましたので、まじめに取り組むつもりです。皆様方のご指導の程よろしくお願いします。

会長： 続きまして神谷委員からご挨拶をお願いします。

神谷委員： 恵那漁業協同組合で今年初めて組合長になりました神谷でございます。これから勉強していかなければなりません、皆様方のご意見等を聞きながら一生懸命にがんばっていきたいと思います。よろしくお願いします。

会 長： ありがとうございます。

それでは、これから議事に入っていきたいと思います。お手元の次第にございますように、本日の議題は、会長職務代理の選任、岐阜県内水面漁場管理委員会の書記の任免、遊漁規則の一部変更の3件の議案となります。また、この他に情報提供として、外来魚対策等の説明がありますので、よろしくお願いいたします。では、本日の出席委員数の確認を事務局から報告願います。

【出席委員数確認】

松井書記： 本委員会委員定数13名中10名の出席であり、岐阜県内水面漁場管理委員会事務規程第6条で定める「過半数の出席」を満たしていることをご報告します。

【議事録署名者指名】

会 長： それでは、本日の議事に先立ちまして、私の方から議事録署名者に、荻永委員、寺嶋委員のお二人をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

【議第1号】

会 長： それでは、議第1号「会長職務代理の選出について」を議題とします。事務局に会長職務代理の選出手続についての説明を求めます。

松井書記： 議第1号の「会長職務代理の選出について」ですが、岐阜県内水面漁場管理委員会事務規程第4条で会長及び会長職務代理者は、委員の互選によって選出となっております。

会 長： それでは、これより会長職務代理の互選を行いますが、互選の方法については、色々ありますが、恒例によって推薦によっていきたいと思いますが、これについて、ご意見はありますか。

委 員：【「異議なし」の発言あり】

会 長： ありがとうございます。それでは、互選の方法は推薦によることとします。どなたか推薦していただける方はいらっしゃいませんか。

桂川委員： 太田委員を推薦したいと思います。

会 長： 桂川委員から太田委員を推薦するご発言がありましたが、他にご意見はございませんか。

委 員：【「異議なし」の発言あり】

会 長： ありがとうございます。異議無しとのご発言をいただきましたので、太田委員に会長職務代理をお願いしたいと思います。よろしゅうございますか。

委 員：【「異議なし」の発言あり】

会 長： それでは、太田委員を会長職務代理と決定させていただきます。

【議第2号】

会 長： それでは、議第2号「岐阜県内水面漁場管理委員会の書記の任免について」を

議題とします。事務局に説明を求めます。

松井書記：事務局の書記の任免でございますが、4月の県の定例の人事異動によりまして、川出技術指導監、浅野技術課長補佐が転出したこと。その他、水産課の職員定数が減少しておりますことを踏まえまして、3名を解任し、新たに、当該事務を担当する者として、松井総括管理監、森技術課長補佐を任命することといたしたいと思います。

これによりまして、平成18年度は、資料下段に記載してあるように4名体制で行ってまいりたいと思っています。

会長：ただいま事務局から説明がありましたが、県の人事異動に伴い、本委員会の書記の任免を行うものであります。何かご意見はありますか。

委員：【「異議なし」の発言あり】

会長：ご意義がないようですので、議第2号については原案のとおり決定します。せっきくの機会ですので、事務局の紹介をお願いします。

臼田事務局長：【事務局長の紹介により、各書記挨拶】

【議第3号】

会長：それでは、議第3号「遊漁規則の一部変更について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

後藤書記：漁業法第129条第4項の規定により、第5種共同漁業権の遊漁規則の変更について、知事より諮問があったものです。

対象は、根尾川筋漁協、揖斐川中部漁協、長良川中央漁協、恵那漁協、飛騨川漁協、馬瀬川上流漁協、宮川漁協の計7漁協の単独漁場に係る規則変更となります。

先ず、内共第7号 根尾川筋漁協からの変更申請です。7ページをご覧ください。

根尾川筋漁協からありました規則変更は、第4条（遊漁期間）に関しては、毛針釣禁止区域の表示方法の変更と、ガリの禁止期間の新設、そして、第5条（禁止区域）と第6条（釣り専用区）については、市町村合併に伴う区域表示の地名変更、最後に第9条（特定釣り専用区）の廃止となります。

それでは、第4条にあります漁法別の禁止期間についてですが、現在、「毛針釣」については、3箇所区域でそれぞれ禁止期間が定められていますが、そのうちのアンダーラインが引いてあります「山口用水堰堤上流90mから下流端下流270mまで」と、「山口堰堤上流90mから上流」の2箇所は接続する区域であり、さらに、禁止期間も同じく1月1日から6月30日までとなっていますので、一つの区域にまとめ、「山口用水堰堤下流端下流270mから上流」という表示に改めます。

次に、ガリについては、友釣りの時期が遅くなり、9月に入ってからも多くの方釣りが入川するため、ガリを行う者との間で事故やトラブルが多発し、これまでも負傷する者が出ているため、1月1日から9月30日までガリを禁止するものです。

続きまして、第5条の禁止区域及び第6条の釣り専用区の区域表示についてで

すが、市町村合併による行政区域の変更に合わせて、表中のとおり、「揖斐郡谷汲村」を「揖斐郡揖斐川町谷汲」に改めます。

続いて、第9条の特定釣り漁場について、現在1箇所のみ設定されている根尾川の釣り漁場の区域の一部が民有地となっており、所有者との調整がつかず、借地許可を得られないため、廃止することとします。

これにより、第9条を削除し、第10条以降を繰り上げることとなります。

以上が、根尾川筋漁協から申請のあった変更事項です。

次に、内共第8号 揖斐川中部漁協からの変更申請です。

揖斐川中部漁協からありました規則変更は、第5条（禁止区域）に係る禁止区域の廃止及び新設となります。当該区域の状況写真及び位置図を11～13ページに示してあります。

10ページをご覧ください。表の左側の現行規則にあります第5条の禁止区域のうち、「粕川支流の野原谷全域」においては、地元商工会等と協力してのアマゴ発眼卵の埋没放流等を実施し、生息魚類の繁殖保護を助長した結果、在来魚の生息量が増加していることが漁協の調査により確認され、漁場としての有効活用を図るため禁止区域を廃止します。

なお、新たに禁止区域とする「粕川支流長谷川の支流押又谷」においては、釣り人も多く、在来魚の生息量も減少傾向にあります。当該漁場は、アマゴ等の在来魚の産卵場に適した漁場であり、在来魚の資源回復を図るためにも、新たに禁止区域として規制を行うものです。なお、禁止の期間については、廃止する「粕川支流の野原谷全域」と同様に1月1日から12月31日までの周年とします。

なお、施行予定日は、遊漁者への配慮から、平成19年1月1日からです。

以上が、揖斐川中部漁協から申請のあった変更事項です。

次に、内共第15号、17号長良川中央漁協からの変更申請です。14ページをご覧ください。

長良川中央漁協からありました規則変更は、第5条（禁止区域）の区域表示について、市町村合併に伴う区域表示の地名変更、第7条（遊漁料の額及び納付方法）のうち、アユ年釣り遊漁料金を値上げするものです。

まず、第5条（禁止区域）の区域表示について、市町村合併による行政区域の変更に合わせて、「武儀郡武芸川町」を「関市武芸川町」に改めます。

次に、アユにおける年釣り遊漁料金の変更についてですが、現行の遊漁料金「7,500円」を「9,000円」に、そして、減免対象者の遊漁料金も同様に現行「3,750円」を「4,500円」に値上げするものです。

値上げの理由として、現行の遊漁料金は、平成9年に変更したままであり、近年飛来するカワウの食害及びアユ冷水病、異常気象等の影響もあり、アユ漁業は不漁が続く、遊漁者は減少の一途であること。さらに、カワウの防除等これまで必要がなかった経費負担が多くなっており、組合員の賦課金等も値上げするとともに、これまで以上に漁場管理・繁殖保護の充実を図るためとあります。

遊漁料金の設定については、当該漁場を利用する組合員の負担額と遊漁者の負担額（遊漁料）に公平に分配されているどうかを、それぞれの漁場利用度、すなわち、人数の比率、採捕日数の比率、漁獲量の比率等を勘案し判断することとなっております。今回、変更申請のあった遊漁料金の妥当性について、検討した結果は、16ページ以降の「遊漁料金算定基礎資料」に示してありますが、漁場管理費の内訳から精査した結果、遊漁者の負担分として、12,313円までの負担額が妥当という結果となり、組合からの申請額9,000円は適正な料金であると認められます。

さらに、減免対象者の料金については、県が、昭和 57 年 10 月 8 日付け水産第 501 号「遊漁規則の制定について」(通達)により、減免について次の内容を指導しています。それによると、小学生以下の者は無料、中学生、心身障害者及び高齢者については、日釣りは2分の1、年釣りは3分の1を減免するよう指導しています。長良川中央漁協の場合、アユの年券は、通常の2分の1に設定されていますので、アユの年券 9,000 円に対し、減免対象者の 4,500 円は適当であると認められます。

なお、遊漁料金の変更については、遊漁者への配慮から、平成 19 年1月1日を施行予定日としております。

以上が、長良川中央漁協から申請のあった変更事項です。

続きまして、内共第 26 号、27 号、28 号、29 号 恵那漁協からの変更申請です。資料 20 ページをご覧ください。

恵那漁協から申請のあった変更内容については、阿木川に設定された釣り専用区の区域変更となります。当該区域の状況写真及び位置図について、21 ページに示してあります。

位置図に示すとおり、阿木川のうち、現行区域である大谷橋から下流、駅南橋までの区域は、漁場環境の変化によって、現行区域よりも下流側で遊漁者が増加しているとのことであり、さらに、遊漁者からの要望も多いため、専用区を下流域の阿木川堰堤上流 20 mから上流、駅南橋までの区域に変更し、遊漁者増大を図るものです。なお、阿木川堰堤上流 20 mから上流という表記については、阿木川堰堤上流 20 m、下流 60 mが禁止区域となっているためです。

以上が、恵那漁業協同組合から申請のあった変更事項です。

次に、内共第 30 号 飛騨川漁協からの変更申請です。資料 22 ページをご覧ください。

飛騨川漁協から申請のあった変更内容は、飛騨川支流黒川に設定された禁止区域の廃止及び新設及び年釣遊漁証、日釣遊漁証様式中の有効区域地名の変更となります。

まず、禁止区域について、現行と変更後の状況写真を 24 ページに、位置図を 25 ページに示してあります。黒川のうち、現在の禁止区域である白川町三川字一の瀬 470 番地の 1 先から上流 200 メートルの間の区域については、河川災害等により漁場環境の悪化が進み、アマゴ等在来魚の産卵場所として適さなくなったため廃止しますが、現行区域の上流域で、瀬や淵が連続し、在来魚の産卵場所として適する環境が残っている白川町三川山寄 487 番地の 4 先から上流 230 メートルの間の区域について、在来魚の繁殖保護を図るため、新たに禁止区域に設定します。

なお、区域表示に用いた地番については、26 ページの字位図のとおりです。

また、当該区域の設定期間は、廃止する下流側の禁止区域と同様に、周年となります。

続いて、年釣遊漁証、日釣遊漁証様式中の有効区域地名の変更については、市町村合併に伴う地名変更となり、20 ページの新旧対照表に示してあるとおり、現行遊漁証に記載された「金山町」を、現在の行政区域名である「下呂市金山町」に改めるものです。

以上が、飛騨川漁業協同組合から申請のあった変更事項です。

次に、内共第 35 号 馬瀬川上流漁協からの変更申請です。資料 27 ページをご覧ください。変更内容は、馬瀬川に設定されている禁止区域の表示について、市町村合併による行政区域の変更に合わせて、「馬瀬村」を、現在の「下呂市馬

瀬」、及び「清見町を現在の「高山市清見町」に改めるものです。

なお、現行区域内の町名及び字の取扱いについては、新たな町の名称変更に従い、新しい区域表示では、字の表示は削除されます。

以上が、馬瀬川上流漁業協同組合から申請のあった変更事項です。

次に、内共第 43、45 号 宮川漁協からの変更申請です。資料 28 ページをご覧ください。

変更内容は、市町村合併に伴う禁止区域及び年釣遊漁証、日釣遊漁証様式中の有効区域の地名変更となります。

変更内容は、現行の禁止区域及び遊漁の区域表示について、市町村合併による行政区域の変更に合わせるため、表中のとおり、「清見村」を「高山市清見町」に、「宮村」を「高山市一之宮町」に、「古川町」を「飛騨市古川町」に、「国府町」を「高山市国府町」に改めるものです。

なお、「宮村」については、合併時に旧村名を使用せずに、「一之宮町」という地名が用いられています。

以上が、宮川漁業協同組合から申請のあった変更事項です。

以上の 7 漁協からの変更申請についてご審議をお願いいたします。

会 長： ただ今、事務局から説明がありましたが、何かご質問などございませんか。

会 長： ご質疑もないようですので、只今から採決を行います。
お諮りいたします。議第 3 号「遊漁規則の一部変更について」は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

委 員：【「異議なし」の発言あり】

会 長： ご異議がないようですので議第 3 号については原案のとおり決定します。
では、事務局、答申文案を朗読してください。

後藤書記：【答申文案を朗読する】

【その他情報提供】

会 長： 次に、【その他】として事務局より県内の河川漁業を取り巻く主要課題として、「外来魚対策」、「カワウ対策」、「コイヘルペスウイルス病対策」の現状について、情報提供があります。
事務局の説明を求めます。

後藤書記： その他の項目として、現在、県が取り組んでいる「外来魚対策」及び「カワウ対策」に係る現状と課題、そして、コイヘルペスウイルス病の発生経過について、ご報告させていただきます。

31 ページをご覧ください。

先ず、外来魚対策として、特にコクチバスへの対応についてご説明いたします。

コクチバスは、特定外来生物法（H17.6.1 施行）でオオクチバス等とともに特定外来生物に指定され、野に放つこと、飼育、運搬等が禁止され、罰則として、最高 3 年以下の懲役、若しくは 300 万円の罰金となっています。

コクチバスの生態的特徴としては、低水温や流水域、特に河川に対する適応能力がオオクチバスに比べ高く、県内に侵入した場合には、アユ、アマゴ等の河川漁業の主要魚種への影響が懸念されています。

水産動物の保護（換言すれば、河川生態系の保全）を図るため、コクチバスの生息が確認された場合には、漁業協同組合等関係機関と連携し駆除等積極的に対応しています。

現在、取り組んでいるコクチバス対策についてご説明いたします。

昨年 10 月に長良川支川伊自良川の上流部にある農業用調整池（通称：伊自良湖）において、コクチバスが生息していることが新聞等で報道されました。

さらに、今年 1 月 16 日の新聞報道により、伊自良湖下流の伊自良川にてコクチバス 1 尾が捕獲されたとの報道がありましたが、標本及び写真等の物証がなく、現時点では、伊自良湖から流下した個体なのか、直接、密放流された個体であるか等、不明な点が多く見られます。このような状況から、伊自良川におけるコクチバスの生息を確認するため、5 月 29 日、30 日に長良川漁協の協力を得て、伊自良川下流から上流までの 6 区域について、地引き網、定置網等を用いて捕獲調査を実施しました。

今回の調査から、捕獲できた外来魚はブルーギル 16 尾、目視で確認したオオクチバス 3 尾のみであり、コクチバスの生息は確認できませんでした。

伊自良川での魚類調査については、昨年 10 月に岐阜市が伊自良川合流点から岐阜大学北側までの区間で調査を実施していましたが、オオクチバス以外の外来魚は確認されておりません。

さらに、長良川漁協においても、山県市内の伊自良川で昨年より定置網、潜水目視による調査を実施していますが、コクチバスは確認しておりません。

これまでの調査・情報から、コクチバスが、伊自良湖から伊自良川への流入、または、密放流されたとする報道を裏付けることはできませんでした。しかし、今後も、地元漁協と協力し、監視を継続する必要があります。

特に、今年秋に予定されている伊自良湖の池干し際には、伊自良川への流入しないよう万全の対策を行うよう管理者である山県市へ協力していく予定です。

続きまして、「カワウ対策」に係る現状と課題についてご説明いたします。32 ページをご覧ください。

カワウは、ここ約 20 年の間で全国的に個体数が増加し、県内においても平成 13 年 4 月に初めてコロニー（集団繁殖地）が輪之内町船附（揖斐川下流の水門川排水機場付近）で確認されました。

現在、丹生川漁協、石徹白漁協以外の漁協でカワウの飛来が確認されており、アユ等の捕食による内水面漁業への被害が大きくなっています。

県内のカワウ生息状況は、平成 15 年 6,697 羽であり、平成 16 年の最小飛来数：は 12 月の 3,228 羽、最大飛来数は 7 月の 11,701 羽、平成 17 年の最小飛来数は 1 月の 1,451 羽、最大飛来数羽は 6 月の 5,245 羽となっています。

県内には、コロニーつまり、繁殖地 1 カ所、ねぐら、つまり、休息地 14 カ所があります。水系別では、揖斐川水系 2 カ所、長良川水系 4 カ所、木曽川水系 5 カ所、飛騨川水系 2 カ所、庄川水系・土岐川水系各 1 カ所となっていますが、2001 年調査では、県内のコロニー・ねぐらは 7 カ所、昨年の調査では 21 カ所であり、年によってねぐらの数は変化しています。

次に、カワウの食害が及ぼす漁業への影響についてですが、1 羽のカワウは、一日に約 500 g の魚を捕食すると言われており、捕食される魚種は、アユ、オイカワ、ウグイ等河川に生息している魚類全般です。

さらに、水産資源の減少のみならず、カワウの飛来情報の流布による遊漁者が

減少し、遊漁料収入が減少したり、放流魚が食害されることにより、追加放流の経費が増加するなど、間接的な被害もあります。

また、さらに、漁業以外への影響として、カワウに「ねぐら・営巣」として利用された樹木は、フンによって衰弱し、枯死に至る場合があります。また、フンには臭気に伴い、近くに人家などがある場合には、悪臭が問題となっています。

カワウは、日々ねぐら（集団休憩地）又はコロニー（集団営巣地）と餌場を往復し、日常の行動範囲は25km程度、最大50kmに及びます。このため、ねぐら・コロニーを拠点に被害は広範囲で生じます。

県では、カワウ駆除による水産被害の軽減、河川生態系の保全をカワウ対策の方針として取り組んでまいりました。

資料にもお示しいたしましたが、漁協が取り組む駆除事業への補助制度を創設し、平成16年11月にはカワウ・シンボジウムの開催、さらに、カワウ被害のドキュメンタリーVTRを制作し、テレビ放映しました。

なお、県環境局では、鳥獣保護法に基づく有害鳥獣駆除について、その許可内容を緩和していただいています。

漁協によって実施された駆除により、平成15年度283羽、平成16年度668羽、平成18年度929羽が、捕殺されております。

県としては、今年度についても、県内13漁協が取り組む飛来地駆除事業への補助や、県漁連へ委託しての「ねぐら」での駆除、追い払いを実施する予定です。

さらに、揖斐川下流の県内唯一のコロニーにおいて、カワウの卵への石鹼水噴霧によるふ化抑制を来年1～2月に実施する予定であります。

続きまして、コイヘルペスウイルス病の発生状況についてご説明いたします。

35ページをご覧ください。資料の上段には、コイヘルペスウイルス病の特徴について取りまとめたので、説明は省かせていただきます。

現在までの対応状況といたしまして、平成15年11月19日以降、これまでに延べ253箇所、699尾の検査を実施しました。今年、4月以降では、3件の通報があり、死亡コイの検査を実査しましたが、全て陰性であり、コイヘルペスウイルス病による死亡でないことが判明しております。

県内で最も最近、コイヘルペスウイルス病が確認されたのは、昨年10月、郡上地域の錦鯉愛好家の池であり、これ以後、県内で発生を確認しておりません。

但し、他県では、今年5月に広島県内の河川において、コイヘルペスウイルス病に感染した約600尾のコイが死亡した他、同じく5月に、隣県の三重県松坂市内の公園池にて、コイヘルペスウイルス病が発生しております。この他にも、沖縄県、高知県、長崎県、熊本県、新潟県、青森県でも発生が確認されております。

現在、管理委員会において、コイの持ち出し禁止及び放流の制限に関する委員会指示を継続しておりますが、県内での発生事例が小康状態にあるからと言って、既に終息したと判断することは出来ません。

現在、コイヘルペスウイルス病は、全国で発生が確認され、持続的養殖生産確保法における特定疾病として、発生した場合は、同法に基づく、まん延防止措置（移動制限、焼却等）を実施する必要があります。さらに、水産庁の指導により、コイを漁業権魚種にしている漁場においては、まん延防止対策として放流義務を果たさなくても、増殖義務を怠っていることには該当しないとされています。

現在、当委員会の指示により、放流に関する規制が実施されていますが、近隣の県を含め、発生が続いています。このように状況の中で、委員会指示の解除した場合、いつまた県内で発生するか予想出来ない状況にあります。

現在の発動されている指示は、今年の12月31日までであり、今後の委員会指

示の内容等については、12 月に開催予定の第 3 回の委員会で議論いただく予定でございます。

以上、「外来魚対策」、「カワウ対策」、「コイヘルペスウイルス病対策」の現状について、報告させていただきました。

会 長： 只今、事務局から説明がありましたが、何かご意見などございませんか。

川合委員： カワウの問題ですが、この春、船附のコロニー調査に参加させていただきました。300 程のつがいが営巢中でした。それと、最近では本流でなくて、小川とか山村の方に飛来しておりまして、ハリヨ等の小魚などにも被害がでています。

会 長： 卵に石鹼水をかけるのはどのようにやるのですか。

臼田事務局長： 農薬等を散布するノズルの長い噴霧器を使用します。環境部局が試験的に今年の冬に実施した結果、繁殖率が 2 分の 1 以下に落ちると。つまり、窒息死させるわけです。来年の 1 月頃に事業的に試みる予定です。

会 長： 例えば、卵を落としたりどうか。

臼田事務局長： カワウは繁殖期がすごく長く、卵を巣から取り除いたりすると、産み足してしまうということが滋賀県の調査で分かっています。それで、卵は巣に置いたまま窒息死させるという方法を取るわけです。

太田副会長： カワウについては、漁協が徹底的に駆除しており、おかげさまで昨年に比べて少なくなってきました。しかし、今、問題は、青クビ（アオサギ）です。先日、有害駆除申請を地域振興局に出したのですが、食害の被害がどれだけあるか立証しなければ、受け付けられないとの回答でした。

アオサギは、夜行性らしく、特に宮川あたりでは、被害が大きいと聞いています。先日の岐阜県漁業協同組合連合会の理事会でも発言いたしましたが、食害がどれだけあるか分からないから、捕獲して食害の状況を調べなければなりません。是非、岐阜県漁業協同組合連合会で試験的に許可を取ってもらい、例えば 10 羽でも捕獲し、県の環境部局の立ち会いの元で、胃内容物の確認をしていただき、食害の状況を認識していただきたいと思います。

今後、このアオサギの問題が大きくなっていくのではないかと考えています。

川合委員： 私は、県の環境審議委員も務めておりますので、その席でも一度話してみたいと思います。

吉澤委員： 私は、宮川下流漁業協同組合ですが、アオサギは、カワウが増えてきた 10 年程前から見なくなりましたが、最近になって、アユを放流する時期になると多数飛来するようになってきました。アオサギは、一度に食べるのは 10 尾程度ですが、クチバシで魚を挟んで遊ぶような行動を取ります。例えば、アマゴ等を養殖している池に 1 羽入ると 100 尾以上の魚の体表に傷が付きます。つまり、魚は生きてはいますが、挟まれた傷が直っても黒い筋となり、商品価値が無くなってしまいます。川でも、浅瀬にじっとして、放流したばかりで固まっているアユをクチバシで挟んで放り投げて殺してしまいます。実際には、かなりの被害が出ていると思っています。

奥村委員： カワウ対策についてですが、割に効果があるのが、河川に横断的に糸を針を張り、飛来するカワウを着水させなくする方法です。但し、県の土木事務所から、河川占有許可の対象となり、占有料が必要と言われました。せめて、このカワウ対策として実施する場合には、免除していただけないかと思います。

また、私もニシキゴイを飼育しており、昨年、郡上の養鯉組合として、会員ののこいを県に検査してもらいましたが、全ての会員が検査したわけではなく、地元の品評会でまん延し、全て焼却処分した経緯があります。

今年は、このような事態とならないように注意しております。

会 長： 河川占有許可は必要なのか。

白田事務局長： 以前にも、河川の上に糸を張ることについて、河川占有の対象とするとの意見もありました。しかし、現在は、試験ということで免除してもらっている漁協もあると聞いております。

会 長： 一度、県の担当課に確認していただきたい。

白田事務局： 調べて、この場で報告させていただきたいと思います。

川合委員： 四国の物部川でも、河川に糸を張ってのカワウ防除をしています。これは、県が関係者と連携して実施してみえますので、岐阜県でも出来るのではないのでしょうか。

奥村委員： 私どもの方（恵那漁業協同組合）でも、食害がありますもので一度ご検討していただきたいと思います。

会 長： 中津川の溜池のコクチバスは駆除出来たのですか。

白田事務局長： 大きな個体が4, 5尾捕獲できました。成魚でしたので密放流された個体と思われます。その後は、問題は生じていません。

会 長： 今、問題となるのは伊自良湖だけとなりますか。

白田事務局長： 伊自良湖では、繁殖していることが確認されております。今年の秋に水を落として駆除するという方針ですが、特に水を落とす際に逃げ出さないようにすることが大切と考えています。

会 長： 分かりました。他に何かご意見はありますか。
無いようですので、今日は、大変お忙しいところ、ご出席いただきましてありがとうございます。いずれの案件も適切なご決定をいただきました。
これをもちまして、本日の委員会を閉会します。

白田事務局長： 次回は、8月下旬から9月にかけて第2回の委員会を予定しています。
委員の皆様方には、改めて日程等をご連絡をさせていただきますのでよろしくお願い致します。

平成18年6月19日

会 長

議事録署名者

委 員

委 員

